

一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第28条 省略 付 則 1～22 省略 (給料の特例)</p> <p>23 平成29年4月分から平成32年3月分までの職員(別表第1(その1)行政職給料表の適用を受ける職員(三田市民病院職員の職名に関する規程(平成21年三田市民病院事業管理規程第14号)別表第2に掲げる職務名の職員のうち、技術職員に属するものを除く。)に限る。)の給料は、この条例の規定にかかわらず、<u>この条例の規定による給料に、職務の級が7級の適用を受ける職員にあつては100分の95を、職務の級が6級の適用を受ける職員にあつては100分の96を乗じて得た額とする。</u></p> <p>24 前項の規定は、第2条第1項に規定する各手当(地域手当、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除く。)の額を定める場合の算定の基礎となる給料については、適用があるものとする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第28条 省略 付 則 1～22 省略 (給料の特例)</p> <p>23 職員(別表第1(その1)行政職給料表の適用を受ける職員(三田市民病院職員の職名に関する規程(平成21年三田市民病院事業管理規程第14号)別表第2に掲げる職務名の職員のうち、技術職員に属するものを除く。))に限る。)の給料は、この条例の規定にかかわらず、<u>次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 平成29年4月分から平成32年3月分まで <u>この条例の規定による給料に、職務の級が7級の適用を受ける職員にあつては100分の95を、職務の級が6級の適用を受ける職員にあつては100分の96を乗じて得た額</u></p> <p>(2) 平成29年10月分から平成32年3月分まで <u>この条例の規定による給料に、職務の級が1級から5級までの適用を受ける職員にあつては100分の97.5を乗じて得た額</u></p> <p>24 前項の規定は、第2条第1項に規定する各手当の額を定める場合の算定の基礎となる給料については、適用があるものとする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>